

寿都町情報公開訴訟 函館地裁判決を踏まえた原告・代理人声明

2022年3月29日

寿都町情報公開訴訟原告 神 貢一
同 樋谷和幸
上記二名訴訟代理人弁護士 谷 次郎

本日、函館地方裁判所民事部は、北海道寿都町の議会全員協議会の議事録について、寿都町民2名が議事録の非開示決定の取り消しと議事録の開示を寿都町に求めていた訴訟で、原告町民らの請求を認容し、議事録の非開示決定を取り消す判決を言い渡した。

寿都町は2005年に情報公開条例を制定している。この条例は、町政に対する町民の知る権利を保障し、町民参加による開かれた公正な町政の推進に資することなどを目的としている。一方、今回寿都町が議事録を非開示とした議会全員協議会では、町政の最重要課題となった高レベル放射性廃棄物の最終処分地選定のための文献調査に関して議論がなされていた。このような町にとって重要な事柄について、議事録も公開せず密室で議論するというのは、民主主義の観点からゆき問題である。裁判所は、情報公開の重要性を正面から認めた判決をしたものであり、その英断に敬意を表する。

私たち原告・代理人は、今後も多く心ある人々と連携し、寿都町の町政の透明化に向けて努力を重ねるとともに、寿都町・寿都町議会に対して、この度の判決を真摯に受け止め、控訴せず、判決に従って原告らの請求にかかる議事録を直ちに公開するよう求める。

以上